

函館市産業廃棄物処理施設の設置等の許可申請に係る告示および縦覧実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に規定する産業廃棄物処理施設の設置等の許可申請において、法第15条第4項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)に規定する告示および縦覧の実施に関し必要な事項を定める。

(告示)

第2条 法第15条第4項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

申請者に係る次の事項

氏名および住所(法人の場合にあっては、その名称、主たる事務所または事業所の所在地および代表者の氏名)

施設に係る次の事項

- ア 設置の場所
- イ 施設の種類
- ウ 処理する廃棄物の種類

申請年月日

縦覧に係る次の事項

- ア 縦覧場所
- イ 縦覧期間
- ウ 縦覧時間

意見書に係る次の事項

- ア 提出期限、提出先および提出方法
- イ 利害関係者は生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる旨
- ウ その他意見書の提出に関し必要な事項

(縦覧する書類)

第3条 縦覧の用に供する書類(以下「縦覧書類」という。)は、次のとおりとする。

法第15条第1項による設置許可の申請にあっては、同条第2項の申請書ならびに廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「法施行規則」という。)

第11条第6項に規定する書類および図面

法第15条の2の6の規定による変更許可の申請にあっては、法施行規則第12条の9第1項の申請書ならびに同条第3項に規定する書類および図面

法第15条第3項本文(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)に規定する生活環境影響調査書

(縦覧を実施する場所)

第4条 縦覧書類を縦覧に供する場所は、次に定める場所とする。

函館市環境部環境対策課（函館市日乃出町26番2号）

その他市長が必要と認める場所

- 2 縦覧期間は、告示の日から1月間とする。
- 3 縦覧時間は、午前8時45分から午後5時30分までとする。
- 4 第2項に規定する縦覧期間のうち、次に定める日は、縦覧は行わない。
土曜日および日曜日
国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）およびその他法令で定める休日
1月2日から5日までの日および12月31日

（非公開とする事項）

- 第5条 市長は、縦覧書類を縦覧に供する場合において、次の事項を非公開とすることができる。
- 申請者が押印した印影
 - 申請者および役員等の本籍および住所

（縦覧者の遵守事項）

- 第6条 縦覧者は、次に定める事項を遵守しなければならない。
- 縦覧者名簿（別記第1号様式）に所要の事項を記載すること。
 - 縦覧書類を縦覧場所から持ち出さないこと。
 - 縦覧書類を汚損し、または破損しないこと。
 - 他の縦覧者に迷惑をかけること。
 - 職員の指示があった場合は、これに従うこと。
- 2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止させ、または禁止することができる。

（縦覧書類の複写等）

- 第7条 縦覧書類の複写または写真撮影等は、縦覧者が環境部環境対策課において縦覧を行う場合であって、当該縦覧者が持参した携帯複写機もしくは写真機等を使用する場合または庁舎内の有料複写サービスを利用する場合に限り行うことができる。

（写しの交付手続等）

- 第8条 庁舎内の有料複写サービスを利用して縦覧書類を複写する場合において、写しの交付の請求は、別記第2号様式の請求書によりしなければならない。
- 2 写しの交付部数は、写しの交付請求1件につき1部とする。
 - 3 写しの作成に要する費用は、当該写しの交付を求める者の負担とし、写しを交付するときに徴収する。

（利害関係者の意見書）

- 第9条 法第15条第6項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）に規定する意見書は、次により取扱う。
- 提出期間は、告示の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

意見書の様式は、原則として別記第3号様式とする。ただし、当該様式によらない意見書の提出を妨げない。

提出先は、環境部環境対策課とする。

提出方法は、次のいずれかによる。

- ア 環境部環境対策課への直接の持参
 - イ 郵送（消印日を提出日とみなす。）
 - ウ 電子メール（函館市のメールサーバに到達した日を提出日とみなす。また、受信したファイルが判別できない場合または当該ファイル内に判別できない文字データが存する場合を除く。）
 - エ ファクシミリ送信（送受信機器の性能または通信の障害等により、ファクシミリにより受信した意見書に判別できない文字等が印字された場合を除く。）
- 2 前項の意見書は、次に定める事項を全て日本語で記載しなければならない。
- 氏名および住所（法人その他の団体にあつてはその名称、主たる事務所または事業所の所在地および代表者の氏名）
 - 施設の種類
 - 提出者が利害関係者である旨
 - 生活環境の保全上の見地からの意見
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、これを利害関係者の意見書として採用しない。
- 提出者に何らの利害関係が推認できず、当該提出者が利害関係者に該当しないことが明白である場合
 - 記載内容に記載漏れまたは不備がある場合
 - 内容が生活環境の保全上の見地からの意見に該当しないことが明白である場合
 - 環境対策課に直接提出されなかった場合で、提出期間に環境対策課に到達しなかったとき。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成24年10月11日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

縦覧者名簿

No.	年 月 日	氏 名 (法人その他の団体にあつては名称および代表者の氏名)	住 所 (法人その他の団体にあつては主たる事務所または事業所の所在地)
	平成 年 月 日		

注意事項

- 1．申請書の縦覧を希望する方は、上の欄に日付、氏名、住所を記入してください。
- 2．縦覧書類を縦覧場所から持ち出さないでください。
- 3．縦覧書類を汚損または破損しないよう丁寧に取り扱いってください。
- 4．縦覧書類の複写または写真撮影等は、縦覧者が環境部環境対策課において縦覧を行う場合であつて、当該縦覧者が持参した携帯複写機もしくは写真機等を使用するときに限り行うことができます。
- 5．他の縦覧者に迷惑をかける行為などほか、前各項の規定に反した行為をした者に対しては、縦覧を停止させ、または禁止することがあります。
- 6．その他、ご不明な点がある場合は担当職員におたずねください。

別記第 2 号様式（第 8 条関係）

縦覧書類の写しの交付請求書

平成 年 月 日

函館市長 様

請求者

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所または事業所の所在地ならびに名称および代表者の氏名）

電話番号

函館市産業廃棄物処理施設の設置等の許可申請に係る告示および縦覧実施要領第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり写しの交付を請求します。

記

（ 記載例 1：縦覧書類の全ページが必要な場合 ）

施設の縦覧書類 全ページ

内訳	片面	両面	
白黒	枚	枚	
カラー	枚	枚	
白黒/カラー		枚	
計	枚	枚	合計 枚

（ 記載例 2：縦覧書類の一部のみ必要な場合 ）

施設の縦覧書類 ページ～ ページ

内訳	片面	両面	
白黒	枚	枚	
カラー	枚	枚	
白黒/カラー		枚	
計	枚	枚	合計 枚

別記第3号様式(第9条関係)

産業廃棄物処理施設設置(変更)許可申請に係る
生活環境の保全上の見地からの意見書

平成 年 月 日

函館市長 様

意見書提出者

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所または事業所の所在地ならびに名称および代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物処理施設の設置(変更)許可申請に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

1. 対象施設の種類

2. 意見書提出者が利害関係者であることの理由

3. 生活環境の保全上の見地からの意見

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(参考書式例)

産業廃棄物処理施設設置(変更)許可申請書等を縦覧される皆様へ

1. 産業廃棄物処理施設設置(変更)許可申請書等(以下「縦覧書類」という。)を縦覧される方は、必ず備え付けの縦覧者名簿に所要の事項を記入してください。
2. 縦覧書類を汚し、又は破損するような行為は、絶対避けてください。
3. 縦覧書類を縦覧場所以外に持ち出さないでください。
4. 縦覧場所では、他の縦覧者の迷惑になるような行為は慎んでください。
5. 縦覧期間および縦覧時間は次のとおりです。

期間 平成 年 月 日()から平成 年 月 日()まで

時間 午前8時45分から午後5時30分まで

(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日およびその他の閉庁日を除く。)

6. 縦覧書類の写真撮影、縦覧者が持参した携帯複写機による複写は可能です。
7. 庁舎内の有料複写サービスを利用して写しの交付請求をする場合は、備え付けの交付請求書に所要の事項を記載してください。(料金はコピー1枚あたり、10円(片面白黒)~120円(両面カラー)となります。)
なお、交付書類は折込みや見出しの作成等はいりませんので、ご了承願います。
8. 産業廃棄物処理施設の付近に居住する方、または施設の付近で事業を営んでいる方など、当該施設の設置に関して利害関係を有する方は、縦覧書類の内容について、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。
意見書を提出される方は、縦覧場所に意見書用紙を備え付けておりますので、必要な事項を記入の上、平成 年 月 日()までに次の提出先に到着するよう持参または提出(FAX、E-mail可)してください。

提出先 函館市 環境部 環境対策課

〒040-0022 函館市日乃出町26番2号

FAX (0138) 51-3498

E-mail kankyoh-taisaku@city.hakodate.hokkaido.jp

9. その他縦覧に必要な事項は、担当職員の指示に従ってください。

